

【確認事項】（各項目のチェック欄（□）に『✓』を入れていただき、氏名を御記入ください。）

- 【要件】に該当します。 収入額が分かる書類（給与明細書や年金額改定通知書等）を提出しています。
- 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の収入見込額が収入基準額を上回ることが明らかであるものではありません。
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な扶養義務者の住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 本申立の内容に相違ありません。

_____年 _____月 _____日

申請者氏名

扶養義務者氏名

簡易な所得見込額の申立書 【家計急変者】

○「簡易な収入見込額の申立書（申請者本人用）」の【要件2】または「簡易な収入見込額の申立書（扶養義務者等用）」の【要件】を満たさなくても、以下の【所得要件】を満たせば支給の対象となります。

★所得で申し立てたい方の氏名を記載の上、その方の申請者からみた属性にチェック（☑）してください。

氏名		属性	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 曾祖父母 <input type="checkbox"/> 曾孫 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 配偶者
----	--	----	---

以下、上記の氏名の方についての必要な情報を記入してください。

A 「簡易な収入見込額の申立書」または「簡易な収入見込額の申立書（扶養義務者等用）」の③欄の金額を御記入ください。

年間収入見込額		円
---------	--	---

控除等

B Aの年間収入見込額のうち、給与収入に係る給与所得控除の見込額（12か月分）

養育費を記入した方		円	※養育費の20%の金額を御記入ください。 ※1円未満の端数が生じる場合は四捨五入してください。
-----------	--	---	--

C Aの年間収入見込額のうち、給与収入に係る給与所得控除の見込額（12か月分）

給与収入を記入した方		円	※以下により控除額を計算の上、御記入ください。
給与所得控除	①Aの額のうち給与収入分が65万円未満 → 給与収入分の全額 ②Aの額のうち給与収入分が65万円超162.5万円以下 → 65万円 ③Aの額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40% ④Aの額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%+18万円 ⑤Aの額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%+54万円		

D Aの年間収入見込額のうち、事業収入、不動産収入に係る必要経費の見込額（12か月分）

事業収入または不動産収入を記入した方		円	※Aを算出するための任意の1か月の事業または不動産収入のために要した経費の12か月相当額を御記入ください。 ※帳簿等の上記の経費がわかる書類を御提出ください。
--------------------	--	---	--

E Aの年間収入見込額のうち、公的年金等収入に公的年金等控除の見込額（12か月分）

年金収入を記入した方		円	※以下により控除額を計算の上、御記入ください。
公的年金等控除	65歳未満 ①Aの額のうち年金収入分が130万円以下の方 → 70万円 ② " " 130万円超410万円以下の方 → 公的年金等収入分×25%+37.5万円 ③ " " 410万円超770万円以下の方 → 公的年金等収入分×15%+78.5万円 65歳以上 ①Aの額のうち年金収入分が330万円以下の方 → 120万円 ② " " 330万円超410万円以下の方 → Aの額のうち公的年金等収入分×25%+37.5万円 ③ " " 410万円超770万円以下の方 → Aの額のうち公的年金等収入分×15%+78.5万円		

F その他の控除

控除名	a		円	e		円
控除名	b		円	f		円
控除名	c		円	g		円
控除名	d		円	h		円
その他控除額合計 (a + b + c + d + e + f + g + h)			円			

※別添の「控除対象一覧表」のうち、当てはまるものの項番または控除名を御記入ください。
※控除が4つ以上ある場合は、一つの控除名の欄に、2つの項番または控除名を御記入ください。

G 社会保険料相当額

		8 0 0 0 0	円	※一律に8万円の控除となるため、記載不要です。
--	--	-----------	---	-------------------------

H 各控除等の控除後の年間所得見込額 A - (B + C + D + E + F + G)

年間所得見込額		円
---------	--	---

→扶養親族が1人以上の場合には、Hが230万円未満であれば【所得要件】を満たすため、Iの記載は不要です。

(次ページに続きます)

I 要件に該当するか確認してください。

(1) 以下のどちらか当てはまる方を選択してください。

「簡易な収入見込額の申立書」(申請者本人用)
収入基準Aの方

その他の方

(2) 「簡易な収入見込額の申立書」(申請者本人用または扶養義務者等用)【☆】と同じ人数にチェックしてください。

チェックしてください。		基準額
✓	人数	
	0人	1,920,000円
	1人	2,300,000円
	2人	2,680,000円
	3人	3,060,000円
	4人	3,440,000円
	5人	3,820,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに380,000円を加算した金額を御記入ください。

チェックしてください。		基準額
✓	人数	
	0人	2,360,000円
	1人	2,740,000円
	2人	3,120,000円
	3人	3,500,000円
	4人	3,880,000円
	5人	4,260,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに380,000円を加算した金額を御記入ください。

(3) 「簡易な収入見込額の申立書」(申請者本人用または扶養義務者等用)【☆】を用いて計算を行ってください。

i (2) で選択した基準額	円
ii ☆の◎の数×150,000円	円
iii ☆の○の数×100,000円	円
所得基準額 (i + ii + iii)	円
	V
年間所得見込額 (表面のH)	円

i (2) で選択した基準額	円
ii ☆の○の数×60,000円	円
(○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)	
所得基準額 (i + ii)	円
	V
年間所得見込額 (表面のH)	円

→【所得要件】Hの年間所得見込額が所得基準額より低いこと

【確認事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れていただき、氏名を御記入ください。)

- 【所得要件】に該当します。 控除額が分かる書類(帳簿等)を提出しています。
(前ページのD欄に記入した場合のみ)
- 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の所得見込額が所得基準額を上回ることが明らかであるものではありません。
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な扶養義務者の住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 本申立の内容に相違ありません。

_____年 _____月 _____日

申請者氏名

扶養義務者氏名

(令和4年6月6日揭示済み)

草津市告示第200号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の30および児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の37の規定により次の者を指定特定相談支援事業者および指定障害児相談支援事業者として指定したので、草津市指定特定相談支援事業者および草津市指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年草津市規則第16号）第4条の規定に基づき告示する。

令和4年6月7日

草津市長 橋川 渉

事業者の名称および所在地	事業所の名称および所在地	指定年月日	指定特定相談支援または指定障害児相談支援の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
キンカンビジネス アソシエイツ株式会社 滋賀県草津市青地町196	相談支援事業所 ぼアソ 滋賀県草津市青地町196	令和4年 6月1日	指定特定相談支援 指定障害児相談支援	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	指定特定相談支援事業所 2530600150 指定障害児相談支援事業所 2570600474

(令和4年6月7日掲示済み)

草津市告示第201号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年6月7日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

令和4年度 軽自動車税（種別割）納税通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和4年6月14日に送達があったものとみなす。

連番	氏名	住所	調定年度	年度分
1	三好 真人	滋賀県草津市西矢倉二丁目2番1-11号市営矢倉団地	R4	R4
2	道分 昭	滋賀県草津市山寺町1166番地1-5016ダイキン山寺社宅	R4	R4
3	株式会社 T-WORLD	滋賀県草津市南笠東二丁目7番12号	R4	R4
4	堀内 省三	滋賀県草津市西渋川一丁目11番7号ハイツヒカリ 103号	R4	R4
5	ダ クンハ グスタボ ヘンリケ	滋賀県大津市大萱一丁目20番9号第3サンライフ瀬田404	R4	R4
6	藤田 興汰	京都府京都市西京区松室田中町20-6ミニョンガーデン 102号室	R4	R4
7	WANG CHENG	山梨県南都留郡山中湖村山中342番地の7	R4	R4
8	福本 惟良ウーゴ	岡山県倉敷市真備町箭田696番地86	R4	R4
9	茂本 和繁	滋賀県草津市岡本町470番地201Antevorte	R4	R4
10	金燕の家	滋賀県草津市草津一丁目4番地27	R4	R4
11	XU WEI 徐 唯	大阪府東大阪市寿町3丁目2番8号ミッドバリー 105号室	R4	R4
12	近藤 美久	京都府京都市北区大將軍西町38番地	R4	R4
13	一井 祐太	東京都品川区1丁目36-9	R4	R4
14	柴田 優子	滋賀県野洲市近江富士五丁目17番3号	R4	R4
15	高田 想	三重県津市河芸町中別保251番地2	R4	R4
16	増田 旭	滋賀県草津市笠山一丁目8番35-106号リパティヒルズ405	R4	R4
17	小島 康裕	滋賀県草津市大路三丁目5番50-103号ミナミ大路ハイツ	R4	R4
18	本田 雄樹	滋賀県草津市西渋川一丁目17番40-205号コーボコスモ	R4	R4
19	佐々利 淳	滋賀県草津市青地町663番地1シャーマゾン青地 203号	R4	R4
20	金城 徹	京都府京都市伏見区京町六丁目68番地1メゾンドルミネ 1-A	R4	R4
21	澤田 将輝	滋賀県大津市大江三丁目19番10-101号	R4	R4

(令和4年6月7日揭示済み)

草津市告示第202号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和4年6月9日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
スズキ調剤薬局 野路店	草津市野路町 652-3	令和4年6月1日

(令和4年6月9日揭示済み)

草津市告示第203号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療支援給付の

ための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和4年6月9日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
スズキ調剤薬局 野路店	草津市野路町 652-3	令和4年6月1日

(令和4年6月9日揭示済み)

草津市告示第204号

令和4年6月6日開会の草津市議会定例会において議決を経た令和4年度草津市一般会計予算の要領は、次のとおりである。

令和4年6月10日

草津市長 橋川 渉

- 1 予算題目一覧

令和4年度草津市一般会計補正予算（第1号）

2 要領 略

（令和4年6月10日揭示済み）

草津市告示第205号

令和4年度草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和4年6月13日

草津市長 橋 川 渉

令和4年度草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、草津市気候非常事態宣言（令和3年12月17日宣言）を機に、草津市（以下「市」という。）が進めるゼロカーボンアクションの取組の推進とともに、滋賀県が進めるZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス、年間のエネルギー消費量が正味でゼロとなる住宅）の普及を目指し、家庭においてエネルギーを「減らす」「創る」「賢く使う」取組を総合的に広め、再生可能エネルギーの普及拡大と徹底した省エネ（節電）の推進を図ることを目的とし、予算の範囲内において、令和4年度草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和4年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱（以下「財団要綱」という。）に基づく補助金（以下「財団補助金」という。）の交付を受けた、個人用既存住宅等に住宅用太陽光発電システムや自立分散型エネルギーシステム等の省エネ・創エネ設備（以下「スマート・エコ製品」と総称する。）を設置する事業とする。

2 スマート・エコ製品の設備要件等は、別表第1の

とおりとする。

3 既存住宅とは、スマート・エコ製品を設置する建物（個人用住宅）の建設工事期間と、スマート・エコ製品の設置工事期間が重なっていないものとする。

（補助対象事業者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、補助対象事業を実施する者であって、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助対象事業を実施しようとする建物が草津市内に所在し、住居（賃貸住宅を除き、別荘および店舗、事務所等との兼用住宅は可とする。）として自ら居住している者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第25条第1項に規定する管理者および同法第47条第1項に規定する管理組合法人を含む。）

(2) 個人市民税または法人市民税に滞納がない者

(3) 本人または本人の同居者等が、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。イにおいて「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

（補助金の額）

第4条 補助対象事業に要する経費のうち、市が認める経費（以下「補助対象経費」という。）および補助金の額は、別表第2のとおりとする。

2 補助金の額に千円未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

3 補助金は、1件の補助対象事業に対し1回限り交

付するものとする。

- 4 補助金は、1人の補助対象事業者に対し1回限り交付するものとする。

(交付の条件)

第5条 補助金の交付は、この補助金により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、補助対象事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ることを条件とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第3条第1項の規定にかかわらず草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。）に、別表第3に掲げる書類を添付して申請するものとし、その提出期限は、令和5年3月24日までとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市は、前条に規定する書類の審査および第14条に規定する現地調査ならびに公益財団法人淡海環境保全財団（以下「財団」という。）が財団要綱第9条第1項に基づき交付した財団補助金交付決定通知書の原本確認等により、補助金を交付すべきと認めるときは、規則第6条および規則第14条の規定にかかわらず、補助金交付申請書の提出のあった日から30日以内に、補助金の交付決定および額の確定について（別記様式第2号）により通知するものとする。

- 2 市は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、その理由を付して補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の実績報告は、規則第13条の規定にかかわらず、第7条第1項の交付決定があった場合、補助金交付申請書の提出をもって報告があったものとみなす。

(交付請求)

第9条 補助金の交付請求は、規則第16条第1項の規定にかかわらず、第7条第1項の額の確定があった場合、補助金交付申請書をもって請求があったものとみなす。

(工事日および購入日)

第10条 スマート・エコ製品の設置工事着工日および

HEMS（エネルギー管理システム）の購入日は、いずれも令和4年4月1日以後でなければならない。

- 2 スマート・エコ製品の設置工事完了日およびHEMSの購入日は、いずれも令和5年1月31日以前でなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 交付申請の取下げ期日は、交付決定を受けた日から起算して15日以内とし、その旨を記載した書面（別記様式第4号）を市に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第12条 市は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 第3条第3号アからカまでのいずれかに該当する事実が判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に基づく市の指示等に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 市は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助対象事業者に対し、補助金の返還を命ずるものとする。

(現地調査等)

第14条 市は、補助金の交付事務の適切かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて補助対象事業者等に対して報告を求め、または現地調査を行うことができるものとする。

(手続代行者)

第15条 補助対象事業者は、補助金交付申請書の提出について、補助対象事業に係る工事または販売を行う者に対し、その手続を委任することができる。ただし、無償で手続を代行させる場合に限る。

- 2 前項の規定により手続を委任する場合、手続を委任された者（以下「手続代行者」という。）は、補助金交付申請書において手続代行者に係る情報を記載しなければならない。

- 3 手続代行者は、この手続の代行を通じ補助対象事業者に関して得た情報を、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

- 4 市は、手続代行者がこの要綱に定める手続を偽

り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称および不正行為の内容を公表し、当分の間、手続の代行を認めないことができるものとする。

(取得財産等の処分の制限)

第16条 補助対象事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間において、補助対象事業に係る取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、あらかじめ財産処分承認申請書（別記様式第5号）を市に提出し、その承認を受けた場合は、この限りでない。

2 市は、前項の規定により承認を受けた補助対象事業者に対し、当該承認に係る取得財産等の処分により収入があったときは、その収入の全部もしくは一部を市に納付させることができる。

(データ等の提供)

第17条 市は、第1条第1項の規定による目的に必要な範囲において、補助対象事業者に対し、スマート・エコ製品の普及に資するデータ等の提供を求めることができる。

2 補助対象事業者は、市が前項の規定によるデータ等の提供を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(草津市気候非常事態宣言賛同書の提出)

第18条 補助対象事業者は、徹底した省エネを推進することとし、市が推進するゼロカーボンアクションの取組に賛同する場合には、補助金交付申請書に添えて、「草津市気候非常事態宣言」賛同書（別記様式第6号）を提出することができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は令和4年6月13日から施行し、令和4年度の補助金に適用する。

別表第1 スマート・エコ製品（第2条第2項関係）

製品名	設備要件	補助要件	
住宅用太陽光発電システム	固定価格買取制度（FIT）の事業計画認定を受けたものであり、当該認定容量が2kW以上、10kW未満（増設の場合においては、増設分が2kW以上、既設分との合計が10kW未満）のシステムであること。	太陽光発電の設置と併せて、2万円以上のHEMSを購入する場合または他のスマート・エコ製品を設置する場合に補助対象とする。	
高効率給湯器（エネファーム）	一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が登録した機器であること。	以下のいずれかの場合に補助対象とする。	
高効率給湯器（エネファーム以外）	電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート等）	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電と併せて設置する。 ・既設の太陽光発電を備えている。 ・停電の際、単独で設備の機能を利用できる。 ※太陽光発電はいずれも、停電時でも当該設備に給電を継続できるものであること。	
	潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）		年間給湯保温効率または年間給湯効率が2.7以上であること。（JIS規格） または、年間給湯効率が3.1以上であること。（JRA規格）
	潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）		給湯部熱効率が90%以上であること。
	ハイブリッド給湯器		連続給湯効率が90%以上であること。 電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器を併用するシステムで、ガス機器の給湯部熱効率が90%以上であること。
太陽熱システム	JIS規格に準拠しているものまたは一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）に認定された機器であること。		
家庭用蓄電池	太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるもの。 JIS規格または一般社団法人電池工業会規格に準じているもの。 蓄電容量（複数台の場合はその合計）が1kWh以上かつ定格出力が500W以上であるもの。	以下のいずれかの場合に補助対象とする。	
V2H（ヴィー・トゥー・エイ）	太陽光発電システムと常時接続し、電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて、住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであること。	・既設の太陽光発電を備えている。	
窓断熱設備	窓断熱設備設置の際の工法はガラス交換、内窓設置、外窓交換のいずれかとする。 設備を設置する開口部の総面積が8㎡以上かつ、施工後の開口部熱貫流率が3.49W/㎡K以下となること。内窓設置の場合は、原則、建具やガラス等の仕様は問わない。それ以外の工法の場合は、設置する設備が省エネ建材等級ラベル★★★の製品であることを基本とし、当該ラベルがない製品を設置する場合は、原則、別紙判断基準によるものとする。		
【上記以外の要件等】 (1)HEMSは、エネルギーの使用状況（電力使用量）の「見える化」ができること。また、一つ以上の機器に対して、省エネに資する自動制御機能（省エネモードを含む）を有していること。 (2)スマート・エコ製品、HEMSはいずれも未使用であること。 (3)スマート・エコ製品の設置の施工者が滋賀県内事業者（滋賀県内に本店または事務所機能を有する支店等がある事業者）であること、および、HEMSの購入店が滋賀県内販売店であるものに限る。 (4)同一のスマート・エコ製品からの更新は補助対象外とする。また、高効率給湯器（エネファームおよびガスエンジン給湯器（エコウィル）含む。）から高効率給湯器（エネファーム以外）への更新は補助対象外とする。			

別表第2 補助対象経費および補助金の額（第4条第1項関係）

補助対象経費	スマート・エコ製品の設置に要した経費 (関連設備一式、設置工事費含む。消費税および地方消費税は除く。)	
補助金額	スマート・エコ製品の種類によって、補助金額を下表のとおりとし、複数の対象設備を購入する場合、申請額は上限10万円とする。 ただし、次のAの額の3分の1以内とする。 A = a - b a : 補助対象経費 b : 補助対象経費に対して、他の補助金等で交付された額 (bの金額には財団補助金を含まないものとする。)	
	スマート・エコ製品	補助金額
	太陽光発電	4万円
	高効率給湯器	エネファーム 6万円 エネファーム以外 2万円
	太陽熱利用システム	2万円
	家庭用蓄電池	5万円
	V2H (ヴィークル・トゥ・ホーム)	4万円
	窓断熱設備	2万円

別表第3 補助金交付申請書類（第6条関係）

必須の書類	<ul style="list-style-type: none"> 財団補助金の交付決定通知書の写し 財団補助金の交付申請書の写し (添付書類含まず) 個人市民税または法人市民税の納税状況の確認承諾書(別記様式第7号) 振込先口座の通帳のコピー、または振込先口座のキャッシュカードのコピー (金融機関名、口座番号・名義がわかるもの) その他市長が必要と認めるもの
任意の書類	<ul style="list-style-type: none"> 「草津市気候非常事態宣言」賛同書 (別記様式第6号)

事務局整理番号：
※申請書は記入しないでください。

別記
様式第1号 (第6条関係)
草津市長 年 月 日
住所 〒

▲別荘に申請した住所と同じ表記にしてください。
(フリガナ)
申請者 氏 名 印
(管理組合名)

令和4年度草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付申請書 (兼 実績報告書、交付請求書)

令和4年度草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、標記補助金の交付について本申請書の記載内容および添付書類について誤りのないことを誓約して申請するとともに、実績の報告をします。
なお、申請のとおり交付決定されたときは、交付決定額を下記交付金の振込口座へ支払われたく請求します。

申請者の連絡先 (申請者が管理組合の場合は、役員および代表者名) (電話番号は平日昼間に連絡が取れる番号を記載してください)	(氏名) (TEL) (FAX) (E-mail)
手続代行者 (手続きを代行している場合は記入してください)	住所 会社名 担当者名 担当者連絡先 (TEL) (FAX) (E-mail)
設置場所	別荘に申請した住所と同じ表記にしてください。 草津市 該当する場合はチェック <input type="checkbox"/> 別荘等 (主たる住所と違う建築物に設置) <input type="checkbox"/> 店舗兼住宅
交付申請額 交付請求額	円
補助金の振込先口座	※ゆうちょ銀行の場合は、他銀行からの振込用口座番号にて記載 (通帳見開きページの下部に記載)
金融機関名	
本支店名	
預貯金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 ※該当するものにチェックしてください。
本人口座番号	
本人口座名義	(※カタカナで記入)

様式第2号 (第7条第1項関係)

第 号
年 月 日

様

草津市長 印

令和4年度草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金の交付決定および額の確定について (通知)

令和 年 月 日付けで申請のあった令和4年度草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金については、令和4年度草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定し、その額を確定したので通知します。
なお、交付金については、令和 年 月 日に届出のあった口座に振り込みます。

記

交付決定額 円
額の確定額 円

様式第3号 (第7条第2項関係)

第 号
年 月 日

様

草津市長 印

令和4年度草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和4年度草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金については、令和4年度草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき下記の理由により交付しないことに決定したので通知します。

記

1. 不交付とした理由

様式第4号 (第11条関係)

年 月 日

草津市長

住所
(フリガナ)
申請者 氏 名 印

令和4年度草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金における交付申請の取下げについて

令和 年 月 日付け第 号で交付決定を受けた標記補助金について、令和4年度草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記の理由をもって交付申請の取下げを申請します。

記

1. 取下げの理由

様式第5号(第16条第1項関係)

年 月 日

草津市長

住 所

(フリガナ)

申請者 氏 名

印

令和4年度草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定を受けた標記補助金により取得した財産を処分したいので、令和4年度草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱第16条第1項の規定により、下記のとおり承認を申請します。

記

1 処分の内容

(1) 処分する財産名および品番

(2) 処分方法 ※該当する項目にチェックしてください。
目的外使用(転用) 譲渡 交換 貸付 担保 廃棄

(3) 処分予定日

2 処分の理由

3 添付書類

Blank area for application details and attachments.

様式第6号（第18条、別表第3関係）

草津市気候非常事態宣言 ~2050カーボンニュートラルへの決意~

2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを 目指して一緒に取組を開始しましょう！

【宣言文】

近年、世界各地で、地球温暖化の影響による異常気象が相次いでいます。2015年に採択された「パリ協定」では、産業革命前からの気温上昇を、2℃未満とすることを目指し、1.5℃までに抑える努力を続けていくとしています。日本は、この目標を踏まえ、2020年10月に、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル」を目標に掲げました。

草津市には、市民、事業者、団体等と市役所の協働により、地域の地球温暖化対策を進めてきた歴史があります。2007年には、「愛する地球のために約束する草津市条例」を制定して、みなさんと市長が地球のために約束する協定を結ぶことで、協力し合って地球温暖化を防ぐとともに、その後、気候変動に適応するための仕組みを作りました。また、2009年には、私たちがそれぞれの枠組を超えた協力体制のもと、地域ぐるみで地球温暖化対策を進めるための組織として、「草津市地球冷やしたい推進協議会」を設立して、様々な取組を行ってきました。

気候変動による危機が迫るなか、今一度、私たち一人ひとりが脱炭素社会づくりに向けて自らの役割を確認し、より積極的な行動に移す時が来ています。そこで、草津市は、SDGsの理念を踏まえ、それぞれの役割の中で取組をさらに進めるとともに、共に協力し合うことで、2050年カーボンニュートラルの実現を目指して、ここに草津市気候非常事態を宣言します。

(令和3年12月17日 草津市と草津市議会との共同宣言)

ぜひ、「草津市気候非常事態宣言」へ、ご賛同をお願いします。

私は、「草津市気候非常事態宣言」に賛同し、地球温暖化対策のため、**ゼロカーボンアクション**に取り組むことを宣言します。

(参加の意思を表すものとしてチェックしてください。)

【くさつゼロカーボンアクション】

脱炭素社会の実現には一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。

できることから取り組んでみましょう！

(例) 省エネ効果の高い家電等の購入、スマートドライブの実践、
食品ロス削減など(草津市地球冷やしたいプロジェクトより)



「草津市気候非常事態宣言」やゼロカーボンアクションの詳細については、市ホームページをご覧ください→→

賛 同 日 付	年 月 日
お住まいの町	
お 名 前 (ニックネームでも結構です)	<input type="checkbox"/> 公表不可の場合は、チェックしてください。
メールアドレス (任意)	@ 温暖化対策に関する情報をお送りします。 <input type="checkbox"/> メールが不要の方はチェックしてください。
年 齢	<input type="checkbox"/> 10代未満 <input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70代以上

様式第7号（別表第3関係）

年 月 日

草津市長

住 所

(フリガナ)

申請者 氏 名

印

個人市民税または法人市民税の納税状況の確認承諾書

私が申請している下記補助金の審査に必要な資料として、私の個人市民税または法人市民税に関する納税状況を確認することについて承諾します。

記

令和4年度草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金

(令和4年6月13日揭示済み)

公 告

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年6月9日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市矢橋町394番地、東京都台東区上野五丁目8番5号 株式会社 滋賀総合開発 代表取締役 尾崎 則仁、 イー・プレイス株式会社 代表取締役 富岡 純一	草津市山寺町字北谷230番の一部 外1筆	1815.21㎡	R4. 6.9	1604

(令和4年6月9日揭示済み)

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第13号

史跡草津宿本陣整備懇話会開催要綱を次のとおり制定する。

令和4年6月6日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

史跡草津宿本陣整備懇話会開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、史跡草津宿本陣整備懇話会（以下「懇話会」という。）の開催に必要な事項を定め、史跡草津宿本陣整備事業（以下「整備事業」という。）の検討を行うため、意見を交換することを目的とする。

(懇話会の委員)

第2条 懇話会は、委員11人以内で開催する。

2 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委託する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 史跡草津宿本陣所有者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役割)

第3条 委員は、次に掲げる事項について意見の交換を行うものとする。

- (1) 整備事業に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

(座長および副座長)

第4条 懇話会に座長および副座長をそれぞれ1人置く。

- 2 座長および副座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、懇話会の進行を行う。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときまたは座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、教育長が招集する。

2 教育長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴取することができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、教育委員会事務局歴史文化財課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年6月6日から施行する。

(令和4年6月6日揭示済み)

監査委員告示

草津市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和4年6月15日

草津市監査委員 岡野 則 男
草津市監査委員 遠藤 覚

1 定期監査

(1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
子ども未来部	草津第二保育所
	矢橋ふたばこども園
	常盤こども園
	玉川こども園
教育委員会	笠縫東こども園
	常盤小学校
	矢倉小学校
	南笠東小学校
	志津南小学校
	高穂中学校
	老上中学校

(2) 監査の時期 令和4年4月18日から令和4年4月27日まで

(3) 監査の主眼
教育財産および園舎（施設や設備等）が適切に

維持管理されているか（特に安全面）。また、学校徴収金等および保育施設徴収金等の取扱い状況について、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックおよび保育施設徴収金等に関する取扱いハンドブックに則った適正な事務が執行されているかを中心に草津市監査委員監査基準に準拠し実施した。

(4) 監査の結果

教育財産および園舎（施設や設備等）の維持管理ならびに学校徴収金等および保育施設徴収金等の取扱い状況については概ね適正に執行されていると認められたが、次のとおり一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後より適正で有効かつ効率的な事業執行に取り組まされたい。

なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善等を求めた。

(5) 意見および指摘事項

●監査対象：草津第二保育所

① 保育施設徴収金等の取扱いについて、決算書が作成されておらず、監査もされていなかったもので、保育施設徴収金等に関する取扱いハンドブックに則り、決算書の作成や監査など適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：矢橋ふたばこども園

① 保育施設徴収金等の取扱いについて、決算書が作成されておらず、監査もされていなかったもので、保育施設徴収金等に関する取扱いハンドブックに則り、決算書の作成や監査など適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：常盤こども園

特になし

●監査対象：玉川こども園

① 保育施設徴収金等の取扱いにおいて、「諸費」については、決算書が作成されていなかったもので、保育施設徴収金等に関する取扱いハンドブックに則り、決算書の作成など適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：笠縫東こども園

① 保育施設徴収金等の取扱いに関して、監査が行われていなかったもので、保育施設徴収金等に関する取扱いハンドブックに則り、監査を行うなど適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：常盤小学校

① スポーツ振興センター会計の出納簿が作成されていなかったもので、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：矢倉小学校

① スポーツ振興センター会計の出納簿が作成されておらず、監査が実施されていなかったもので、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：南笠東小学校

① スポーツ振興センター会計は出納簿が作成されていなかったもので、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：志津南小学校

① スポーツ振興センター会計については、出納簿が作成されていなかったもので、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：高穂中学校

① 学校徴収金等の取扱いに関し、多くの会計において、決算書が作成されていないので、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：老上中学校

特になし

(令和4年6月15日揭示済み)